

“勘定科目別”の解説とチェックリストで会社の経理実務をサポート!!



会計・仕訳と 税務処理

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の‘確かさ’と‘鮮度’を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社
本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当

(604250) [1112]
CL仕訳 (604256) 2011.12 H3

本書の特色

- 1 企業の経理実務を行うために、勘定科目ごとの具体的な会計処理と多数の仕訳例を、税務においてはチェックリストを用いて解説しています。
- 2 判断に迷う取引や利用頻度の高い勘定科目の処理を、会計処理、仕訳、税務チェックリストに分けて詳解しています。
- 3 中小企業にとっては、複雑高度な会計処理への負担感は無視できません。簡便法による手当てがある場合には、適宜解説しています。
- 4 最新の会計基準やガイドラインに則した解説をしています。



編集：会計・税務処理実務研究会
B5判・加除式・全2巻
定価 本体22,000円+税



勘定科目別に会計処理、仕訳例、税務チェックリストに分けて詳解!

内容構成

第1編 会社決算・登記・税務申告

- 第1章 計算書類等と決算ならびに税務申告のスケジュール
- 第2章 電子公告制度と中小企業の決算公告
- 第3章 決算書の様式
- 第4章 事業報告の内容
- 第5章 注記表
- 第6章 附属明細書
- 第7章 財務諸表等
- 第8章 会計原則と会計帳簿
- 第9章 商業帳簿の保存期間
- 第10章 商業登記制度
- 第11章 当期利益と税法における課税所得の関係
- 第12章 法人税の税額の計算・申告・納付・還付等
- 第13章 連結納税にかかる法人税の税額の計算・申告・納付・還付等
- 第14章 消費税の制度概要のチェックリスト

第2編 貸借対照表

- 第1章 資産勘定
 - 第1節 現金・預金
 - 第2節 売掛金
 - 第3節 受取手形
 - 第4節 有価証券
 - 第5節 棚卸資産
 - 第6節 その他の流動資産(8科目)
 - 未収入金/短期貸付金/未収収益/前払費用/前渡金/仮払金/立替金/繰延税金資産
 - 第7節 有形固定資産
 - 第8節 無形固定資産
 - 第9節 繰延資産・長期前払費用(10科目)
 - 共通事項/創立費/開業費/株式交付費(新株予約権)/社債発行費等/社債発行差金/開発費/研究費/建設利息/長期前払費用
 - 第10節 その他投資(5科目)
 - 投資有価証券等/出資金/長期貸付金/差入保証金・敷金/会員権・保険積立金
 - 第11節 長期繰延税金資産
- 第2章 負債勘定
 - 第1節 買掛金
 - 第2節 手形債務
 - 第3節 借入金
 - 第4節 社債
 - 第5節 未払税金
 - 第6節 引当金(9科目)
 - 共通事項/貸倒引当金/賞与引当金/役員退職慰労引当金/返品調整引当金/製品保証等引当金/特別修繕引当金/役員賞与引当金/工事損失引当金
 - 第7節 負のれん
 - 第8節 その他の流動負債(11科目)
 - 未払金/未払費用/前受金/預り金/前受収益/仮受金/預り保証金/預り有価証券/借入有価証券/繰延税金負債/資産除去債務
 - 第9節 その他の固定負債(4科目)
 - 長期繰延税金負債/リース債務/リース資産減損勘定/資産除去債務
- 第3章 純資産勘定および剰余金の分配
 - 第1節 資本金・資本剰余金・利益剰余金

- 第2節 利益準備金・配当金・役員賞与・任意積立金・株主資本等変動計算書

- 第4章 その他
 - 第1節 偶発債務

第3編 損益計算書

- 第1章 営業損益勘定
 - 第1節 売上高
 - 第2節 売上原価
 - 第3節 販売費および一般管理費(20科目)
 - 共通事項/従業員関連費用/役員報酬・賞与・退職金/消耗品費/広告宣伝費/運搬費/販売関係費/保管料/保険料/交際費/旅費/交通費/通信費/水道光熱費/租税公課/寄付金/研究開発費/貸倒損失/雑費/修繕費/支払手数料
- 第2章 営業外損益勘定
 - 第1節 受取利息
 - 第2節 有価証券利息
 - 第2-2節 受取配当金
 - 第3節 仕入割引
 - 第4節 有価証券売却損益
 - 第5節 受取賃料
 - 第6節 雑収入
 - 第7節 支払利息
 - 第8節 売上割引
 - 第9節 繰延資産償却費
 - 第10節 有価証券評価損益
 - 第11節 雑損失
- 第3章 特別損益勘定等
 - 第1節 共通事項
 - 第2節 有価証券評価損
 - 第3節 投資有価証券売却損益
 - 第4節 法人税、住民税および事業税
 - 第5節 法人税等調整額

第4編 外貨建取引

第5編 リース取引

第6編 退職給付会計

- 第1章 退職給付会計の概要
- 第2章 退職給付会計の留意事項

第7編 金融商品会計

- 第1章 金融商品
- 第2章 ヘッジ会計
- 第3章 複合金融商品

第7編の2 排出量取引

第7編の3 資産除去債務

第8編 会社の再編・資本取引

- 第1章 合併
- 第2章 会社分割
- 第3章 現物出資
- 第4章 事後設立
- 第5章 株式交換・株式移転
- 第6章 現物分配

第9編 連結決算

内容見本(縮小)

利用頻度の高い勘定科目をとりあげています。

仕訳例を多数登載しています。

具体的な取引例をあげて、仕訳処理を展開しています。

根拠条文等を明示しています。

その他の流動負債(預り金)

Ⅳ 預り金

会計処理

- ① 科目の概要

預り金とは、本人または本人に代わる第三者に後日払い出すべき金銭等を受け入れたときにその受け入れた金額をいう。従業員給与および役員報酬等の源泉所得税、住民税、社会保険料本人負担分などがこれにあたる。
- ② 会計上の留意事項
 - 1 前受金との区分

前受金は営業取引における手付金であり、将来、当該営業債権等に充当される収益性負債であるのに対し、預り金は一時的に金銭を預ったものであり、後日に払い出すなければならないものである。したがって、両者は区分しなければならない。
- ③ 決算上の留意事項
 - 1 残高内訳のチェック

預り金の期末残高明細表を作成し、期中における精算処理漏れ等による異常な残高の有無をチェックする。

4361 4361

仕 訳

1 預り金の計上、支払い

(1) 預り金の計上		(単位:円)		
① 給与支払い時に源泉所得税・住民税、社会保険料従業員負担分を差し引いて支給した。なお、社会保険料の会社負担額は600,000円である。	(借) 給与	6,000,000	(貸) 当座預金	4,950,000
	(借) 法定福利費	600,000	源泉税預り金	450,000
			社会保険料預り金	600,000
			未払費用	600,000

(2) 預り金の支払い

① (1)の源泉所得税、住民税を翌月10日に、社会保険料を翌月末にそれぞれ支払った。	(借) 源泉税預り金	450,000	(貸) 現金預金	450,000
	(借) 社会保険料預り金	600,000	(貸) 現金預金	1,200,000
	未払費用	600,000		

④ 計上時期
期中において取引の都度仕訳をする。

2 従業員預り金(社内預金)

4363 4363

それぞれのポイントをわかりやすくまとめています。

関連する事項をそれぞれ補足しています。

チェック欄を設け、コピーして使えるようにしています。

税務チェックリスト

チェック項目	参照法令等
1 貸倒引当金の計上。実質的に債権とみられないものの額の計算(中小企業) □11 使用人に対する貸付金とその使用人から受け入れた預り金がある場合には、貸付金の額から控除しなければならないが、留意したか。 なお、対象となる中小企業は、各事業年度終了の期において資本金または出資金の額が1億円以下かつ次の①a～cに掲げる大法人との間にその大法人による完全支配関係がある内国法人である普通法人(前掲中のものを除く。)に該当しない法人および②に該当しない法人を指す。 □12 大法人 a 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 b 相互会社(これに準ずるものとして法令で定めるものを含む。) c 法人税法4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)に限定する受託法人 □13 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式および出資の全部をその大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなることその普通法人(①に掲げる法人を除く。) 法第66条⑦、三	出第7の10① 精第33の9②
2 消費税の取扱い □11 預り金の受入れおよび払戻し(非課税取引) 預り金の受入れおよび払戻しについては非課税となるが、留意しているか。 □12 源泉徴収がある場合の課税標準額 役務の提供にかかる報酬・料金の支払額については、源泉徴収前の金額(当該課税標準額の課税標準額)が消費税の課税標準額とされるが、留意しているか。	消法6、第8条第13 精第10-1-13